

令和3年11月22日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第50条の規定による個人情報の保護に関する法律の改正に係る改正政令、規則及びガイドラインの公表について (お知らせ)

今般、日本医師会から、個人情報保護委員会により「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」第50条の規定による「個人情報の保護に関する法律の改正」に関して、個人情報保護法施行令を改正する政令が公布されるとともに、同法施行規則を改正する規則及び民間部門ガイドラインを改正する告示が定められた旨情報提供がありました。

本改正は、これまで民間部門における個人情報保護に関する法的規律とは別に、独自の規律がおかれてきた公的部門の法的規律を見直し、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するというものです。

本改正では、個人情報保護に関する現行の3本の法律を1本の法律に統合することの他、医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用すること、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化すること、個人情報の定義等を国・民間・地方公共団体で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化することなど、個人情報保護法制の大きな見直しが行われております。

なお、本改正後の個人情報保護法及びこれに係る改正政令、規則及びガイドラインについては、施行期日を令和4年4月1日とする旨の政令が公布されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますと共に、貴会所属会員へのご周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、下記の委員会ホームページに詳細な資料が掲載されておりますので併せてご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【参考】

●個人情報保護委員会ホームページ

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/>

(上記ホームページ内に掲載されております。)

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室
TEL 06-6763-7021 FAX 06-6764-0267
E-mail:kikaku@po.osaka.med.or.jp